

572

0459

様式44

令和5年 12月 18日

三重県知事 殿

医療法人の住所 三重県津市河芸町東千里24  
医療法人の名称 医療法人 中本耳鼻咽喉科

理事長 中本 節夫

電話 (059) 244-0277

決 算 届

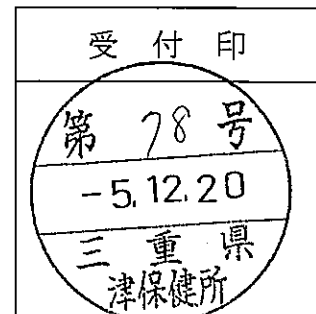
令和4年 10月 1日から令和5年 9月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

1. 提出に当たっては、正本、副本とも各1部ずつ提出してください。  
(医療法施行規則第33条の2第1項)



〔別紙〕

様式1

## 事業報告書

(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 中本耳鼻咽喉科

①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県津市河芸町東千里24番地

(3) 設立認可年月日 平成16年11月2日

(4) 設立登記年月日 平成16年11月5日

## 2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	中本耳鼻咽喉科	241051509 8	三重県津市河芸町東千里24番地	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

## (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 11月 23日 前年度の決算承認

令和 5年 9月 24日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 中本耳鼻咽喉科  
 所在地 三重県津市河芸町東千里24番地

※医療法人整理番号 0459

財 産 目 録  
 (令和5年 9月30日現在)

1. 資 産 額 195,837 千円  
 2. 負 債 額 49,840 千円  
 3. 純 資 産 額 145,996 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	104,116
B 固 定 資 産	91,720
C 繰 延 資 産	0
D 資 産 合 計 (A + B + C)	195,837
E 負 債 合 計	49,840
F 純 資 産 (D - E)	145,996

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 中本耳鼻咽喉科  
 所在地 三重県津市河芸町東千里24番地

※医療法人整理番号 0459

貸借対照表  
 (令和5年 9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	104,116	I 流動負債	14,840
II 固定資産	91,720	II 固定負債	35,000
1 有形固定資産	60,692	負債合計	49,840
2 無形固定資産	145	純資産の部	
3 投資等	30,882	科目	金額
III 繰延資産	0	I 資本金	21,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	124,996
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	145,996
資産合計	195,837	負債・純資産合計	195,837

法人名 医療法人 中本耳鼻咽喉科

※医療法人整理番号 0459

所在地 三重県津市河芸町東千里24番地

損 益 計 算 書  
(自 令和4年 10月 1日 至 令和5年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	160,017
2 事業費用	131,550
本来業務事業利益	28,466
事業利益	28,466
II 事業外収益	7,719
III 事業外費用	193
経常利益	35,993
IV 特別利益	0
V 特別損失	442
税引前当期純利益	35,550
法人税等	8,372
当期純利益	27,177

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 中本耳鼻咽喉科  
理事長 中本 節夫 殿

私は、医療法人中本耳鼻咽喉科の令和4年度(令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 11月 26日

医療法人 中本耳鼻咽喉科  
監事 秋田 房子